



鳥取県公報

平成12年10月31日(火)
号外第104号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更（森林保全課）.....	1
	特別保護地区の指定（"）.....	1

告 示

鳥取県告示第611号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項ただし書及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び区域を変更したので、同令第20条の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鶉の池鳥獣保護区	日野川地域森林計画区溝口町99林班I小班及び100林班並びに日野川地域森林計画区日野町99林班から103林班までの区域、190林班A小班及び191林班から193林班までの区域並びに鶉の池。	平成12年11月1日から平成15年10月31日まで	592ヘクタール

鳥取県告示第612号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第21条において準用する同規則第20条の規定により告示する。

平成12年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
久松山鳥獣保護区特別保護地区	鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。)	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで	48ヘクタール